

個人に対する税率と法人に対する税率ーどちらが重い

所得税・住民税は所得が増すほど税負担も増えるという構造(この構造を超過累進税率といいます)となっています。

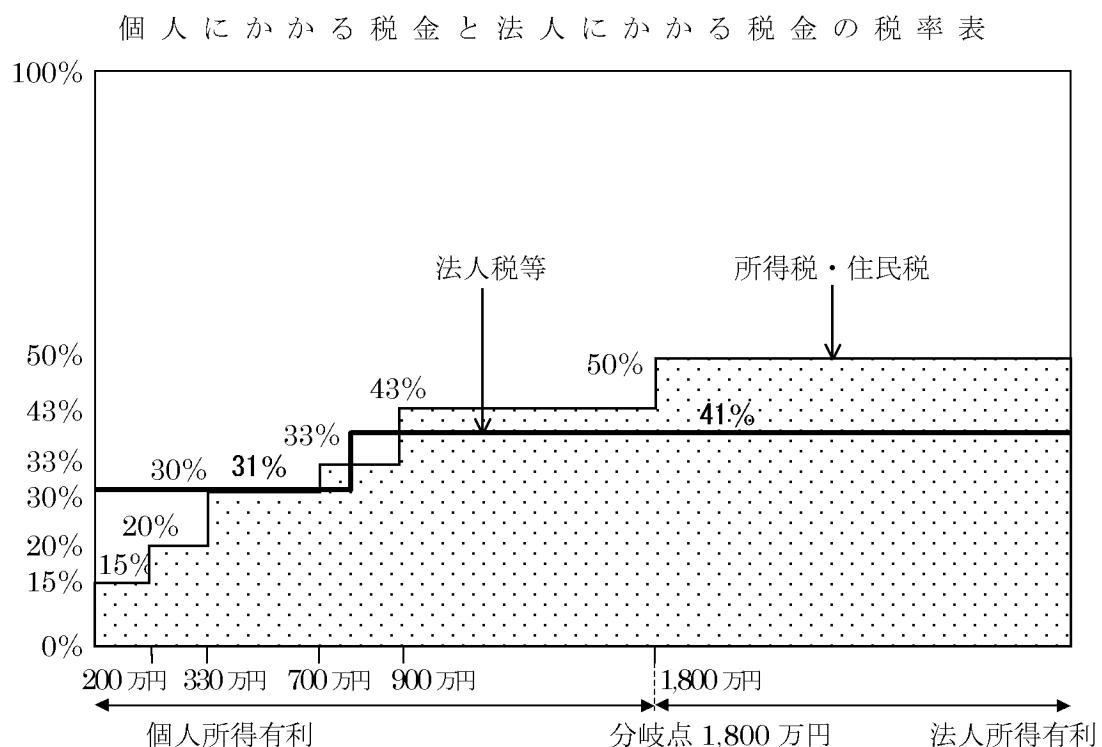
特に、課税所得が1,800万円を超えると、その超える部分については一律50%（所得税37%+住民税13%）の税負担となっていますので、増えた所得についてはその2分の1が税金ということになります。

それに対し会社の利益に課税される税金には、法人税・法人住民税・法人事業税の3つがあります。

これらの税率は個人と異なり、2段階の比例税率となっています。

法人課税所得800万円以下の部分	法人税・法人住民税・法人事業税あわせて31%程度
法人課税所得800万円超の部分	法人税・法人住民税・法人事業税あわせて41%程度

個人にかかる税金（所得税・住民税）と法人にかかる税金（法人税・法人住民税・法人事業税）が課税所得に対し、どの程度の税率で課税されるのか、両者を対比したものが次の表です。



ご覧になってお分かりのように、課税所得が1,800万円以下の部分については、法人にかかる税金よりも個人にかかる税金の方が低いことが分かります。（900万円超1,800万円以下の部分については給与所得控除の5%を考慮すれば、若干、個人の税負担の方が軽くなる。）

これが、課税所得が1,800万円を超えると、個人に係る税金の方が法人に係る税金よりも高くなります。

このように個人と法人の税率を考えた場合、課税所得1,800万円が両者の分岐点ということが分かります。

また、この表では考慮していませんが、個人で事業を営む場合にはこの所得税・住民税とは別に事業税という税金がかかります（給与所得者にはこの事業税はかかりませんので、個人事業を法人化して役員報酬をとる場合には、この個人事業税はかかりません）ので、一言補足しておきます。